

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：別紙のとおり
業者の住所：別紙のとおり
- 2 指名停止措置期間：別紙のとおり
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- 4 事実概要
木本工業株式会社ほか8社は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、令和5年9月28日、公正取引委員会より独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反すると認定を受けた。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため

指名停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上9月以内

指名停止措置業者

名 称	住所	指名停止措置期間
木本工業株式会社	高知県高知市鷹匠町 1 - 2 - 5 1	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 12 月 29 日 (2 ヶ月)
構営技術コンサルタント株式会社	高知県高知市本宮町 1 0 5 - 2 3	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 12 月 29 日 (2 ヶ月)
株式会社高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町 2 - 3	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 12 月 29 日 (2 ヶ月)
株式会社ジオテク	高知県高知市南御座 2 - 2 2	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 12 月 29 日 (2 ヶ月)
株式会社第一コンサルタンツ	高知県高知市介良甲 8 2 8 - 1	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 12 月 29 日 (2 ヶ月)
株式会社四国トライ	高知県高知市南川添 1 7 - 2 1	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 11 月 29 日 (1 ヶ月)
株式会社相愛	高知県高知市重倉 2 6 6 - 2	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 11 月 29 日 (1 ヶ月)
株式会社地研	高知県高知市円行寺 2 5	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 5 年 11 月 29 日 (1 ヶ月)
長崎テクノ株式会社	高知県高知市若松町 1 7 0 5	令和 5 年 10 月 30 日～ 令和 6 年 2 月 29 日 (4 ヶ月)